

## 第14号議案

桶川市こども育成審議会条例及び桶川市子育て支援施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

**第1条** 桶川市こども育成審議会条例（平成17年桶川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(所掌事項) 第2条 略 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u> の規定により、同項各号に掲げる事務を処理すること。	(所掌事項) 第2条 略 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u> の規定により、同項各号に掲げる事務を処理すること。

**第2条** 桶川市子育て支援施設の設置及び管理条例（令和4年桶川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(設置施設及び目的) 第2条 略 (1) 桶川市子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、 <u>厚生労働省令</u> で定めるところにより、乳幼児及びその保護者並びに妊婦(以下「乳幼児等」という。)が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて	(設置施設及び目的) 第2条 略 (1) 桶川市子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、 <u>内閣府令</u> で定めるところにより、乳幼児及びその保護者並びに妊婦(以下「乳幼児等」という。)が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、

での相談、情報の提供、助言及び援助を行うことにより、子育てに関する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援すること。

情報の提供、助言及び援助を行うことにより、子育てに関する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援すること。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

桶川市長 小 野 克 典

#### 提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。